

65歳以上の方へ – 令和3年度から介護保険料が変わります –

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3825

九重町をはじめ市町村では、介護保険を健全に運営するために、3年を1期として介護保険事業計画を策定しています。事業計画の策定に伴い、介護保険料も3年ごとに見直しを行い、令和3年度からは第8期（令和3～5年度）の新しい保険料となります。

65歳以上の方の保険料の決め方

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{九重町の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{九重町の第1号被保険者数}}$$

その結果、九重町の第8期の基準額は **71,400円 (年額)** となります。

〔参考：第7期（平成30～令和2年度）は 71,760円 (年額)〕

令和3年度九重町の介護保険料

上記の基準額をもとに本人と世帯の課税状況や所得に応じて、段階別の保険料（下表）に分かれます。

所得段階	対象者の要件	基準額に対する割合	年額保険料
住民税非課税世帯	第1段階 ・生活保護を受給している方 ・高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の方	0.5	35,700円
		(0.3)	21,420円
	第2段階 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.75	53,550円
第3段階 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が120万円超の方		0.75	53,550円
		(0.7)	49,980円
本人課税世帯	第4段階 ・本人は住民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の方	0.9	64,260円
	第5段階 (基準額) ・本人は住民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の合計所得が80万円超の方	1.0	71,400円
本人住民税課税	第6段階 ・本人が住民税課税で前年の合計所得が、120万円未満の方	1.2	85,680円
	第7段階 ・本人が住民税課税で、前年の合計所得が、120万円以上200万円未満の方	1.3	92,820円
	第8段階 ・本人が住民税課税で、前年の合計所得が、200万円以上320万円未満の方	1.5	107,100円
	第9段階 ・本人が住民税課税で、前年の合計所得が、320万円以上の方	1.7	121,380円

※第1～3段階は、公費負担の軽減措置が図られ（ ）内の保険料率が適用されます。その他、詳細については健康福祉課までお問い合わせください。

大分県西部地域のアウトドア観光 WEB サイトができました！

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎76-3150

雄大な自然景観を有する九重町は、大分県西部地域（日田市・玖珠町・九重町）で連携しアウトドア観光推進を目的とした継続的な情報発信を行うためWebサイトとフォトブックを作成しました。



アウトドア観光 WEB サイト▶



8月には第5回山の日記念全国大会が本町を主会場として行われることとなりました。コロナ禍におけるアウトドアについて新たな楽しみ方を見つけるきっかけにしてみたいはいかがでしょうか



ごみの収集日及び分別等にご注意ください

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

ごみの分別は、ごみの質の多様化に伴い処理方法が毎年変わります。最新の分別方法は、令和3年度人権・健康・環境カレンダー（3月に全戸配布）をご覧ください。ごみの減量化及びリサイクルにご協力をお願いします。

ゴミの出し方

ペットボトルは水ですすぎ、必ずキャップとラベルははずすようご協力をお願いします

■収集日

カレンダーに記載の所定の日（地区や分別によって異なります）

■時間

午前8時30分までにゴミステーションまで持ち込んでください

2021年度からのごみ収集品目分別明細表の変更点

■品目変更

ペットボトル	なるべくペットボトルは缶とは分けて、指定袋に入れてください
シュレッダー紙	可燃物の袋に入れて出してください
色付き瓶	第1分別の袋に入れて出してください（割れ瓶は第2分別）



▲九重町HP (カレンダー)